

**資料提供**

平成 22 年 6 月 21 日

課名:産業廃棄物対策課

担当:伊豫,大野

内線:2963

外線:082-513-2963

**産業廃棄物処理業者に対する行政処分について****1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である有限会社東洋開発に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

**2 被処分者及び行政処分の内容**

事業者 (住所)	有限会社東洋開発 代表取締役 金沢 正和 (広島県広島市南区青崎二丁目 19 番 1)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 第 3409070626 号 許可年月日: 平成 17 年 6 月 14 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 22 年 6 月 21 日
処分理由	同社の役員は、刑法第 204 条の罪(傷害)を犯したことにより、広島簡易裁判所において罰金 300,000 円の判決を受け、平成 17 年 10 月 8 日に刑の執行が終了した。 このことは、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する同号イ(法第 7 条第 5 項第 4 号八)に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号(許可の取消し)の規定に該当するため。